公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則 (平成15年細則(調)第8号) に基づき下記のとおり公示します。

2025年1月29日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事

記

- 1. 公示件名:パラグアイ国今後のグリーン水素経済に向けた資金メカニズム構築プロジェクト
- 2. 競争に付する事項:企画競争説明書第1章1. のとおり
- 3. 競争参加資格:企画競争説明書第1章3. のとおり
- 4. 契約条項: 「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
- 5. プロポーザル及び見積書の提出: 企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
- 6. その他:企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称:パラグアイ国今後のグリーン水素経済に向けた資金メ カニズム構築プロジェクト

調達管理番号: 24a00648

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法 (企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年1月29日 独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1)業務名称:パラグアイ国今後のグリーン水素経済に向けた資金メカニズム 構築プロジェクト
- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

(4) 契約履行期間(予定): 2025年3月 ~ 2027年4月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5)前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後):契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降):契約金額の19%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降):契約金額の2%を限度とする。

(6) 部分払いの設定1

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度(2026年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 資源・エネルギーグループ第2チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期	2025年 2月 4日まで
	限	
2	企画競争説明書に対	2025年 2月 4日 12時まで
	する質問	
3	質問への回答	2025年 2月 7日まで
4	本見積書及び別見積	2025年 2月 14日 12時まで
	書、プロポーザル等の	
	提出期限日	
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年 2月 26日まで
7	技術評価説明の申込	評価結果の通知メールの送付日の翌日か
	日(順位が第1位の者	ら起算して7営業日以内
	を除く)	(申込先:
		https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM)
		※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の最新版を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

1) 消極的資格制限

- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に 規定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法人は 求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C% E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F% E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料:

・第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限
 - 1)提出期限:上記2. (3)参照
 - 2) 提出先 : https://forms.office.com/r/JdbFzDnLEJ
- 注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。
 - (2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

6. プロポーザル等の提出

- (1)提出期限:上記2. (3)参照
- (2)提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- 1) プロポーザル・見積書
 - 電子データ(PDF)での提出とします。
 - ② プロポーザル等は<u>パスワードを付けずに格納</u>ください。 本見積書と別見積書は<u>PDFにパスワードを設定</u>し格納ください。ファイル 名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書(または別見積書)」としてくださ い。
 - ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
 - ④ 別見積については、「第3章4. (3)別見積について」のうち、1)の 経費と2)~3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにし てください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつく ようにしていただくようお願いします)。
 - ⑤ 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案)がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。上記2.(3)の提出期限までに、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- (3)提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (https://partner.jica.go.jp/)
(ただし、パスワードを除く)

- (4)提出書類
 - 1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書(第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目 及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に 当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガ イドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」 技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。 (URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・ 斟酌されます。

1)業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者 1 名の配置)としてシニア(46 歳以上)と若手(35~45 歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点) について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積 価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2. (3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

○ 応募者は、本特記仕様書(案)に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録(以下、「R/D」)で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

▶ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

Nº	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	資金メカニズムの設計の進め方及びその過	第4条2(1)プロジェクトの
	程で留意すべき観点	活動に関する業務
		成果2に関わる活動
2	資金メカニズムに関する公共事業・通信省	第4条2(1)プロジェクトの
	/鉱山・エネルギー副省向け及び他省庁・	活動に関する業務
	政府機関(経済財政省等)向けの理解促進	成果3に関わる活動

	及び普及に向けた取り組み	活動3-4, 3-5
3		第3条2(1)資金メカニズム
	ションが求められることを考慮した実施体 制上の工夫	の実装に向けた関係者との連携

3. その他の留意点

- ▶ プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
- ① 特殊傭人費(一般業務費)での傭上。
- ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人。法人に所属する個人 も含む) (第3章「2.業務実施上の条件」参照)。
- ③ 共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章「3.競争参加資格」参照)。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な 「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施に

より、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

・詳細計画策定調査実施時期:2024年5月

・RD 署名: 2024 年 12 月 19 日

図別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書(案)」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書(案)」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 資金メカニズムの実装に向けた関係者との連携

本プロジェクトでは実証案件とともに資金メカニズムが設計され、パラグアイ政府に提案されるまでを業務の範囲とするが、机上で設計したメカニズムを一方的に提案して終わることなく、パラグアイ政府等において関係する機関と十分に議論を重ねたうえで設計・提案することする(関係する機関の例としては R/D Annex 5,6 も参照)。特に公的資金の動員を伴う公的ファンド等を想定していることから、カウンターパートとなる公共事業・通信省以外にも経済財政省と密に連携することで、本プロジェクト後に資金メカニズムが円滑に実装されることを狙う。加えて水素事業の担い手となる民間セクターとの対話も挟みつつ業務を推進する。公共事業・通信省/鉱山・エネルギー副省からも、机上の分析及び提案のみならず、資金メカニズムの実装に向けた関係者との対話への期待が寄せられている。2なお、本プロジェクトでは設計された資金メカニズムにつき、関係省庁・関係機関にその内容、活用のイメージ、必要性が十分理解され、パラグアイ政府に提案されることを業務の範囲とし、パラグアイ政府内で実際に法案等が起案されることはあくまで上位目標(プロジェクトの範囲外)とする(RD の Annex 3 も参照)。

² パラグアイ側の期待があること及び期待される成果の内容に鑑み、カウンターパート等との密なコミュニケーションが求められることを考慮し、人員の配置などを含めて実施体制について工夫のうえ、具体的に提案してください。

(2) パラグアイ政府の政策に伴走した業務の推進

上記(1)にも関係する点として、公的資金を動員する資金メカニズムを設計するにあたっては、パラグアイ固有の文脈を踏まえた水素社会推進の是非、並びに資金メカニズム実装の社会的便益につき、パラグアイ政府とともに十分丁寧に確認することとする。その際には策定中の国家グリーン水素経済戦略の内容等も参照する。資金メカニズムはそのうえで提案される形とする。

(3)米州開発銀行(IDB)との連携

パラグアイでは IDB が 2021 年のグリーン水素ロードマップ策定を支援したほか、技術協力で国家グリーン水素経済戦略の策定を支援しているなど、当分野においてパラグアイ政府と強固な関係を築いている。本プロジェクトはかかるロードマップ、戦略を踏まえつつ実施するものであり、IDB パラグアイ事務所と密に連携のうえで大きな成果を上げることを目指す点に留意する。

(4)長期専門家との協働

本プロジェクトにおいては、発注者が別途直営の長期専門家 1名(担当:官民連携)を派遣予定である。派遣期間は 2025 年 3 月~2026 年 3 月を予定している(延長など変更となる可能性あり)。本プロジェクトは本契約によるコンサルタント(受注者)と、別途派遣予定の直営長期専門家のハイブリッド体制によるチーム派遣により実施することとし、受注者は、直営長期専門家と協働し、円滑な業務実施と適時の成果発現を図る。

なお、長期専門家は公共事業・通信省/鉱山・エネルギー副省内にオフィスを設ける予定である。受注者が提案する成果達成に向けた業務の進め方を原則としつつ、長期専門家は成果 1(グリーン水素実証案件の提案に関わる活動並びにグリーン水素案件の形成・実施における資金的な課題の明確化に関わる活動)、成果 2 に係る情報収集及び分析を支援し、活動 3-1~3-3(社会的便益に関する分析及び評価に関する活動)については受注者の補佐のもと中心的な役割を担う。加えて活動 3-4, 3-5 についてはカウンターパートとの調整を担う。その他プロジェクト活動を進めるための業務調整を担いつつ、必要に応じて受注者の依頼に基づき、その他の成果に係る現地で必要なフォローアップを担うことを想定している。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

- (1) プロジェクトの活動に関する業務
 - ① 成果 1-A:グリーン水素実証案件の提案に関わる活動

活動 1-A-1: IDB の技術協力で特定されたグリーン水素実証案件につき、 感度分析も用いて CF 分析及びリスク分析を行う。

活動 1-A-2: 実証段階のグリーン水素案件 (IDB が技術協力で特定した内容に加えてのもので、本邦企業技術の活用の可能性を積極的に検討) 3を 1 つ以上特定し、かかる案件につき感度分析も用いて CF 分析及びリスク分析を行う。

留意点:IDBの技術協力に関する情報提供を受けつつ、カウンターパートや関係機関、民間企業等へのヒアリングを含む情報収集を通じて実証案件を特定する。実証案件の特定及び分析にあたっては、中南米他国の先行事例にも留意する。上記 CF 分析及びリスク分析については、例えば水素価格(電力価格、電解槽を含む製造装置の価格等)、買取価格、需給量、バリューチェーン構成等の変数、シナリオ等を用いることが想定されるが、これらにこだわらず適当な分析を進める4。

② 成果 1-B: グリーン水素案件の形成・実施における資金的な課題の明確化に関わる活動(1-A で特定した案件に限らず一般的な案件における課題を取り扱う)

活動 1-B-1: パラグアイにおける官民資金の動員に係る制度・金融市場について分析する。

活動 1-B-2: パラグアイにおけるグリーン水素案件の形成・実施に向けた 資金的な課題及び対応策を明らかにする。

留意点:活動 1-B-1 はグリーン水素分野に関わると思われるもの(今後の可能性が見込まれるものを含む)を分析する。またパラグアイにおける政府系金融機関、民間銀行等に関するものに限らず、GCF(緑の気候基金)等のパラグアイで利用可能な国際的な枠組みに関しても考慮する。活動 1-

³ IDBは舟運及び肥料分野でそれぞれ1件ずつ特定している模様。なおここでの実証案件の特定については、完全に新たな案件をコンセプト段階から構想するものでは必ずしもなく、民間を含む関係者によるアイデア段階のもののうち実現可能性の高いものに本邦企業の要素技術を加えて具体化し、分析することも考えられる。

⁴ 見積りが困難と思われたことから記載したものであり、適切な方法を受注者にて検討のうえ提案 してください。

B-2 は一般的な内容に限らず、活動 1-B-1 の成果を踏まえてパラグアイ固有の個別具体的な課題まで明らかにする。当該活動においては、中南米他国の先行事例にも留意にする。

③ 成果 2: 官民のグリーン水素案件の形成・実施に向けた資金メカニズムの 設計及び提案に関わる活動⁵

活動 2-1:成果 1 に関する活動を踏まえつつ、成果 1 で特定したものに限らず広くグリーン水素案件を実現するための資金メカニズムを設計する。活動 2-2:上記資金メカニズムの 1 つとして、成果 1 で特定したものに限らず広くグリーン水素案件への出資、融資、グラント供与等を行う可能性を見据えつつ、公的ファンドを設計する。

留意点:公的ファンド以外の資金メカニズムとしては、税制に関するものや設備導入におけるインセンティブ等が考えられるが、これらにこだわらず対象を検討のうえ設計する⁶。活動 2-1 ではかかるメカニズムにつき公的ファンド以外に1つ以上設計する。なお設計にあたっては1-B-1 にも関連して既にあるメカニズムの構想につき情報を収集する。また、活動2-2の過程では成果1で特定した実証案件における資金メカニズム利用のCF改善効果についても分析する。当該活動においては、中南米他国の先行事例における課題等にも留意する。

④ 成果3:資金メカニズムに関する公共事業・通信省/鉱山・エネルギー副省向けの能力強化及びパラグアイ政府関係者向けの普及に関わる活動活動3-1:国家グリーン水素経済戦略を参照しつつ、経済的内部収益率及び社会的割引現在価値等によりグリーン水素経済の実現による社会的便益を評価する。

活動 3-2:上記社会的便益に対するリスクにつき感度分析を実施する。

活動 3-3:経済的内部収益率及び社会的割引現在価値等により、資金メカニズムを構築することの社会的便益を評価する。

活動 3-4:設計した資金メカニズムに関する公共事業・通信省/鉱山・エネルギー副省向けの理解促進のための取り組み(資金メカニズムについて、その重要性を含めて理解を促進することが出来れば細かい手法は問わ

⁵ パラグアイにおいてグリーン水素案件の形成に向けて公的ファンドを含む資金メカニズムを設計するにあたり、他国の先行事例や水素分野の特性を踏まえつつ、どのような観点に留意のうえ業務を進めるのが良いか検討のうえ、業務の進め方につき具体的に提案してください。

⁶ 見積りが困難と思われたことから記載したもの。

ない。)を計画・開催する。

活動 3-5:資金メカニズムの普及に向けて、省庁・政府機関(経済財政省等)向けの取り組み(資金メカニズムの普及に向けて、その重要性や運用のイメージを含めて理解を促進することが出来れば細かい手法は問わない。)を公共事業・通信省/鉱山・エネルギー副省とともに計画・開催する。7

留意点:炭素価格、パラグアイの化石燃料代替の経済合理性(水素以外にも電気自動車等の脱炭素のアプローチがあることには要留意)等に関するシナリオ分析をまじえた社会的便益の評価・分析とする。活動 3-4, 3-5 の取り組みの開催にあたっては、水素経済推進及び資金メカニズム導入の社会的便益について説明、参加者に納得してもらったうえで資金メカニズムの導入に向けてパラグアイ政府内で提案がなされることが目指す姿となるため(配付資料の R/D における Annex 3 の PDM におけるプロジェクト目標の指標に対応)、双方向型で実施のうえ関係者の反応を設計内容にフィードバックさせる。なお水素経済を形作るあらゆる不確定要素があるなかで将来のシナリオに関して議論する局面を設けることも考えられるが、これに拘らずあらゆるアプローチを検討する。8

(2) 本邦研修・招へい

図 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- ▶ 業務のなかで収集・作成された調査データ(一次データ)、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法(Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等)で、適時提出する。
- ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象 国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注 者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提

⁷ 活動3-4, 3-5につき、成果 1、成果 2 に関する活動のほか、成果 3 に関するその他の活動との関係で、どのような段階とタイムラインでどのような取り組みを誰に対して実施することが有効と考えられるか提案してください。他省庁・政府機関(経済財政省等)向けの取り組みは鉱山・エネルギー副省と検討することになる前提で、現時点で考えられるものをご提案ください。

⁸ 見積りが困難と思われたことから記載したものであり、適切な方法を受注者にてご検討ください。

出する。

- ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置 情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象と する。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出 する⁹。
 - データ格納媒体: CD-R (CD-R に格納できないデータについては提出 方法を発注者と協議)
 - 位置情報の含まれるデータ形式: KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。 (Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出)
- ② ベースライン調査
- 本業務では当該項目は適用しない。
- ③ インパクト評価の実施
- △ 本業務では当該項目は適用しない。
- ④ C/P のキャパシティアセスメント
- 図 本業務では当該項目は適用しない。
- ⑤ エンドライン調査
- 図 本業務では当該項目は適用しない。
- ⑥ 環境社会配慮に係る調査
- □ 本業務では当該項目は適用しない。
- ⑦ ジェンダー主流化に資する活動
- □ 本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- ➤ 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- ▶ 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量(部数)は、発注者へ提

⁹ 本プロジェクトでは位置情報の取得は基本的に想定されない。

出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が 用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10	日本語	電子データ	
	営業日以内			
ワーク・プラン	契約締結後 1	英語	電子データ	
	ヶ月以内	スペイン語		
モニタリングシート	半年毎	英語	電子データ	
		スペイン語		
インテリムレポート	契約締結1年	英語	電子データ	
	後目途(発注	スペイン語		
	者と協議の上			
	決定)			
ファイナルレポート	契約履行期限	英語	製本	各 5 部
	末日	スペイン語	CD-R	各 5 部
各種協議議事録	随時(協議後	英語	電子データ	
	3 営業日以内	(JCC の議事		
	目途)	録はスペイン		
		語でも作成の		
		うえ参加者に		
		送付)		

- ▶ ファイナルレポートは、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発 注者及びカウンターパートの確認・修正を経て、最終化する。
- ▶ インテリムレポート及びファイナルレポートの言語は英語及びスペイン語とするが、日本語のものについても参考資料として電子データで提出する (機械翻訳を主とする簡易的な翻訳で構わない)。
- ▶ 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- ▶ 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注 者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1)業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制(JCC の体制等を含む)
- ⑤ PDM (指標の見直し及びベースライン設定)
- ⑥ 業務フローチャート
- (7) 詳細活動計画 (WBS: Work Breakdown Structure 等の活用)
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

- (4) インテリムレポート
 - プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
 - ② 活動内容(PDM に基づいた活動のフローに沿って記述)
 - ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
 - 4) プロジェクト目標の達成度
 - ⑤ 次期活動計画

添付資料(添付資料は作成言語のままでよい)

- (ア)PDM(最新版、変遷経緯)
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画(最新版)
- (オ)ワークショップ等の取り組みの実施実績
- (カ)合同調整委員会議事録等
- (キ)その他活動実績
- (5) ファイナルレポート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(6) 各種協議議事録

カウンターパート等の関係者と協議した際には速やかに議事録を作成のうえ発 注者に送付する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、英語とスペイン語のそれぞれで対応期のモニタリングシート及び業務完了報告書にも添付する。

(1) 成果 1-A に対応する資料:

IDB の技術協力及び本プロジェクトで特定されたグリーン水素実証案件の概要及び CF 分析結果(事業リスクに関する分析を含む)

(2) 成果 1-B に対応する資料:

パラグアイにおける官民資金の動員に係る制度・金融市場についての分析結果 及びグリーン水素案件の形成・実施に向けた資金的な課題及び対応策

(3) 成果2に対応する資料:

グリーン水素案件の形成・実施に向けた資金メカニズムの提案書

(4) 成果3に対応する資料:

資金メカニズムの理解促進及び普及のための取り組みで用いた資料(公共事業・通信省/鉱山エネルギー副省向けのほか、別途経済財政省等関係者向けに都度作成したもの。社会的便益に関する分析結果を含む。当取り組みについては、議事録あるいはイベントの報告の形で各関係者の発言や反応について取りまとめる。)

上記に限らず、プロジェクト内で作成した主要な資料については業務完了報告 書に添付する。

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画(WBS等の活用)
- (4)活動に関する写真

第6条 再委託

図 本業務では、再委託を想定していない。

第7条 機材調達

□ 本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲 等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができ ない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法 により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名(国名)

国 名: パラグアイ共和国(パラグアイ)

案件名:(和名)今後のグリーン水素経済に向けた資金メカニズム構築プロジェクト

(英名) Project for the Design of Financial Mechanisms for the New Green Hydrogen Economy

(西名) El Proyecto de Diseño de Mecanismos Financieros para Nueva Economía de Hidrógeno Verde

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国におけるエネルギーセクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

パラグアイは水力資源に恵まれており、パラナ川に位置するイタイプ水力発電所(設備容量 14GW、ブラジルと共同で運営)及びヤシレタ水力発電所(設備容量 3.2GW、アルゼンチンと共同で運営)等により国内の電力消費量15,994GWhの全てを賄っているのに加え、隣国のブラジル及びアルゼンチンにそれぞれ22,203GWh及び8,187GWhの余剰電力を輸出している状況にある(2023年、パラグアイ鉱山・エネルギー省)。

一方でエネルギー供給全体を見ると、水力が 41.4%を占めている他にも、バイオマス及び石油等の化石燃料がそれぞれ 31.7%、27.0%を占めるなど大きくなっている(2022年、IEA)。このうち石油等の化石燃料はおよそ 9 割が運輸セクターで消費されている状況にあり(二酸化炭素量排出量ベース)(2019年、IEA)、その全てがアルゼンチン等からの輸入に依存している。2023年における石油を主とした化石燃料の輸入額は 1,984 百万ドルであり、同国の輸入品目の第1位である通信機器の輸入額 2,078 百万ドルと同水準で高い値であった(パラグアイ外務省)。

パラグアイ政府は気候変動への対応及びエネルギー自給に向けたエネルギートランジションを志向しており、NDC(国が決定する貢献)において、2030年でBAU(自然体ケース)比で20%の温室効果ガス排出量削減を明示している。2016年に発表した「国家エネルギー政策2040」において水力発電による余剰エネルギーの有効活用の必要性を明記したほか、2020年に発表された「持続可能なエネルギー・アジェンダ2019-2023」においては、エネルギートランジションの具体的な道筋としてグリーン水素も活用する方向性が記載されている。

グリーン水素個別分野の取り組みを見ても、パラグアイ政府は 2021 年 6 月 に米州開発銀行 (IDB) の支援を受けて「グリーン水素ロードマップ」を発表している。当該ロードマップにおいては、グリーン水素の利活用を通じた気候変動対応のほか輸入燃料の代替による貿易収支改善の可能性が明記されたうえで、

陸運及び舟運を含む運輸分野、グリーンアンモニアを活用した肥料分野への応用の可能性とともに、グリーン水素の国内消費を念頭に置きつつ周辺国への輸出の可能性も示されている。現在 IDB の支援を受けて「国家グリーン水素経済戦略」が策定されているところである。

上記ロードマップにおいては、水素バリューチェーンを構築するにあたって 国営電力公社 (ANDE)、国営石油公社 (Petropar)等の国営企業も活用しつつ、 適切なインセンティブ設計のもと民間企業の投資を呼び込む必要性が明記され ている。2023年3月に議会に提出された水素法案においては、民間資金活用の 可能性を見据えた水素案件形成のためのファンドの設立につき言及されている。

本事業は水力資源に恵まれるパラグアイにおいて、パラグアイ政府が政策的に推進するグリーン水素案件を促進するためのファンド等の資金メカニズムの構築を支援することで、同国の気候変動対応及びエネルギー自給、ひいては経済活性化に資するものである。

(2) パラグアイに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題 別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対パラグアイ共和国 国別開発協力方針(2021年6月)では、「産業振興とビジネス環境整備を通じた持続的経済開発とインクルーシブな社会開発持続的発展への貢献」を大目標として掲げており、中目標の「持続的経済開発」において、「電力、運輸、農牧分野をはじめとする経済・社会インフラは全体的に脆弱であり、開発の大きな障害となっている。」こと、それを踏まえて環境に配慮しつつインフラ整備について支援することが明記されている。本事業はエネルギーインフラとしての水素の利活用を促進するものであり、同方針に基づき実施されるものである。

パラグアイ向けの上記方針に加え、課題別事業戦略(JICA グローバル・アジェンダ)「資源・エネルギー」の「エネルギートランジション」クラスターにおいても、エネルギートランジションに向けた資金協力を拡大することを掲げており、本事業は水素案件形成に向けた資金メカニズムの構築を通じてパラグアイのエネルギートランジションの取り組みを後押しするものであることから、かかる方針に即したクラスターに該当するものである。SDGs においては、本事業はゴール 7「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」およびゴール 13「気候変動に具体的な対策を」に貢献する。

(3) 他の援助機関の対応

米州開発銀行(IDB)は、パラグアイ政府が2021年6月に発表したグリーン水素ロードマップの策定を支援済みであるほか、国家グリーン水素経済戦略の策定支援及び水素実証案件の特定等に取り組む技術協力を実施中。

ドイツ国際協力公社(GIZ)は、パラグアイ及びウルグアイにおける再生可能 エネルギー及び省エネルギーの推進に向けた技術協力を実施済みであり、水素 経済の実現に向けた電解方式の比較、長距離トラック輸送及び舟運における水 素燃料の活用の可能性等について分析済み。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、パラグアイにおいて、グリーン水素実証案件を追加的に提案しつ つ、グリーン水素案件の形成・実施に向けた公的ファンドを含む資金メカニズムを設計・提案し、パラグアイにおけるグリーン水素の利活用推進に寄与する もの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名:

パラグアイ全土

(3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者:資金メカニズムを提供するパラグアイ政府

最終受益者:パラグアイ全国民、パラグアイから水素を輸入する国の国民

(4) 事業実施期間:

2025年1月~2026年12月を予定(計24カ月)

(5) 事業実施体制

実施機関:

公共事業・通信省/鉱山・エネルギー副省(Ministerio de Obras Públicas y Comunicaciones (MOPC) / Viceministerio de Minas y Energía (VMME)) 関係機関:

経済財政省(Ministerio de Economía y Finanzas(MEF))

国営電力公社(Administración Nacional de Electricidad(ANDE))

- (6) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担
- 1) 我が国の援助活動

JICA は国家電力システム効率改善事業として 2021 年 8 月にイタイプ水力発電所とアスンシオン首都圏を結ぶ送電線等向けの円借款貸付契約に調印済み。本事業を通じて推進されるパラグアイのグリーン水素製造については、同国の送電網を経由する電力を利用することが想定されており、かかる観点で当該円借款と本事業は関連している。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

米州開発銀行(IDB)は、パラグアイ政府が 2021 年 6 月に発表したグリーン 水素ロードマップの策定を支援済みであるほか、国家グリーン水素経済戦略の 策定支援及び水素実証案件の特定等に取り組む技術協力を実施中である。本事業は IDB が策定を支援する国家グリーン水素経済戦略を参照しつつ、特定された実証案件の詳細分析並びに実証案件を追加的に特定したうえで、案件を実現するための資金メカニズムを構築するものである。かかる資金メカニズムを通じた資金協力において、中長期的に JICA と IDB が協調する可能性も見据えている。

ドイツ国際協力公社(GIZ)は、パラグアイ及びウルグアイにおける再生可能 エネルギー及び省エネルギーの推進に向けた技術協力を実施済みであり、水素 経済の実現に向けた電解方式の比較、長距離トラック輸送及び舟運における水 素燃料の活用の可能性等について分析済みである。当分析も踏まえてグリーン 水素ロードマップ及び国家グリーン水素経済戦略の策定が進められている位置 づけであり、本事業もかかる内容を参照しつつ、特に資金メカニズムの構築を 支援するものである。

- (7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類
- 1) 環境社会配慮
- カテゴリ分類(C)
- ② カテゴリ分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」 上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
- 2) 横断的事項:本事業はグリーン水素の利活用の推進を通じて温室効果ガスの 排出削減に寄与し、気候変動緩和策に資する可能性がある。
- 3) ジェンダー分類: 【対象外】■GI(ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件) <分類理由>本事業では、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体 的な取組について指標等を設定するに至らなかったため。
- (8) その他特記事項

本事業を通じて中長期的に温室効果ガスの排出削減が推進されることが期待されるため、気候変動対策(緩和策)に資する。

案件実施にあたっては、最新の治安状況を確認した上で、予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。なお、安全管理部長承認地域あるいは外務省危険レベル 2 以上の地域における活動は想定されない。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標:

パラグアイにおけるグリーン水素の事業環境が改善される。

指標及び目標値:

- · 資金メカニズムがパラグアイ政府内で提案される(法案・大統領令あるいは /及び省令等を想定)。
- (2) プロジェクト目標:

グリーン水素利活用推進の資金メカニズムにつき、必要性が認識されたうえで 設計がなされる。

指標及び目標値:

- 資金メカニズムが設計され、政府向けに提案がなされる。
- ・ グリーン水素の実証案件が追加で 1 件以上特定され、資金メカニズムの活用 に向けた分析がなされる。

(3) 成果

成果1:グリーン水素実証案件の提案(IDBの技術協力で特定した案件に加えて本邦企業技術の活用の可能性を含めて検討)及びグリーン水素案件の形成・実施における資金的な課題の明確化

成果2:官民のグリーン水素案件の形成・実施に向けた資金メカニズムの設計及 び提案

成果3:資金メカニズムに関する公共事業・通信省/鉱山・エネルギー副省向け の能力強化及びパラグアイ政府関係者向けの普及活動

(4) 主な活動

成果1に関するもの:

- ・ IDB の技術協力で特定されたグリーン水素実証案件につき、感度分析も用いて CF 分析及びリスク分析を行う。
- ・ 実証段階のグリーン水素案件を特定し、かかる案件につき感度分析も用いて CF 分析及びリスク分析を行う。
- · パラグアイにおける官民資金の動員に係る制度・金融市場について分析する。
- ・ グリーン水素案件の形成・実施に向けた資金的な課題及び対応策を明らかにする。

成果2に関するもの:

- ・ 成果 1 に関する活動を踏まえつつ、特定したものに限らず広くグリーン水 素案件を実現するための資金メカニズムを設計する。
- ・ 上記資金メカニズムの 1 つとして、特定したものに限らず広くグリーン水 素案件への出資、融資、グラント供与等を行う可能性を見据えつつ、公的ファンドを設計する。

成果3に関するもの:

- ・ 国家グリーン水素経済戦略を参照しつつ、経済的内部収益率及び社会的割引現在価値等によりグリーン水素経済の実現による社会的便益を評価する。
- 上記社会的便益に対するリスクにつき感度分析を実施する。
- ・ 経済的内部収益率及び社会的割引現在価値等により、資金メカニズムを構築することの社会的便益を評価する。
- ・ 設計した資金メカニズムに関する公共事業・通信省/鉱山・エネルギー副省 向けの能力強化のためのワークショップを計画・開催する。
- ・ 資金メカニズムの普及に向けて、省庁・政府機関(経済財政省等)向けのワークショップを公共事業・通信省/鉱山・エネルギー副省とともに計画・開催する。

5. 前提条件•外部条件

(1) 前提条件

パラグアイ政府による水素分野の政策が大きく変更されないこと。

(2) 外部条件

治安の悪化、感染症の拡大等の理由により調査団の現地業務が中止されない こと。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシア国「地熱開発における中長期的な促進制度設計支援プロジェクト」 (フェーズ 1、2) では、地熱開発促進のためにインドネシア政府傘下に設立された ファンドが活用されるための制度設計支援や関係機関の能力強化に取り組んだ。同 プロジェクトは地熱開発、同分野への資金拠出に関係する複数省庁・関係機関を実 施機関として設定したものの、財務省とより密に連携することでより大きな成果を上げることが出来た可能性がある。

本事業では、水素分野の政府内窓口となる公共事業・通信省及び電力公社、石油 公社のみならず、資金メカニズムを通じた公的資金拠出の担い手となる経済財政省 の意向を確認しつつ、資金メカニズムの実装に向けた普及活動に注力することで、 中長期的な上位目標に繋げることを目指す。

7. 評価結果

本事業は、パラグアイ開発課題・開発政策、並びに我が国の協力方針及び JICA の分析と十分に合致しており、質の高いエネルギー供給とアクセスの向上クラスターの議論にも基づくものである。加えて、エネルギー利用における低・脱炭素化の推進を通じて持続可能な発展に資するものであり、SDGs のゴール 7 (エネルギー)、およびゴール 13 (気候変動) に貢献すると考えられる。以上より、事業の実施を支援する必要性は高い。

|8. 今後の評価計画|

- (1) 今後の評価に用いる主な指標4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール 特になし。

以上

共通留意事項

1. 必須項目

- (1) 討議議事録(R/D)に基づく実施
 - ▶ 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録(R/D)に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- ➤ 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を 通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を 実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- ⇒ 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に 向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制 の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- ➤ 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する(評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する)。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う (R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約 の契約変更等)。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、 受注者が R/D 変更のためのミニッツ(案)及びその添付文書をドラフト する。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

▶ 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務め

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域/国あるいは対象分野での関連事業(実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む)との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- ▶ 日本や国際的なリソース(政府機関、国際機関、民間等)との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する 介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う 等、根拠(エビデンス)に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

凶他の専門家との協働

- ▶ 発注者は、本契約とは別に、長期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、インテリムレポート、ファイナルレポートの作成に際しては、受注者が中心となりつつも上記専門家と協働して作成する。
- ▶ 同専門家との役割分担は、第4条「2.本業務にかかる事項」を参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- ▶ 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成/改定

- ▶ 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を 得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議 し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- ▶ なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会(JCC)等の開催支援

- ➤ 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会(Joint Coordinating Committee)もしくはそれに類する案件進捗・調整会議(以下、「JCC」)を設置する。JCC は、半年に1度程度の頻度で、(R/D のある場合は R/D に規定されるメンバー構成で)開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。R/D Annex5, 6 を参照。
- ▶ 受注者は、相手国の議長(技術協力プロジェクトの場合はプロジェクト ダイレクター)が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手 国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を 確認して、発注者へ適宜報告する。
- > 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成 等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- ▶ 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- ▶ 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で(1年に1回以上とする)発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- ▶ 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。

- ▶ 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。
- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- ▶ 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府 会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・ 成果の発信等、積極的に取り組む。
- ▶ 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像 (映像は必要に応じて)を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者 に提出する。

5. 業務完了報告書/業務進捗報告書の作成

- ▶ 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- ▶ 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- ▶ 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザ ル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下 さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1)類似業務の経験

類似業務:エネルギー分野における財務(インセンティブ設計も財務に含む) に係る各種業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針
 - 2)業務実施の方法
 - * 1)及び2)を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。
 - 3) 作業計画
 - 4)要員計画
 - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
 - 6) 現地業務に必要な資機材
 - 7)実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
 - 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
 - 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

- 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - ▶ 業務主任者/○○
- ※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。
 - 2)業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、 及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/〇〇)格付の目安(2号)】

- ① 対象国及び類似地域:ラテンアメリカ地域
- ② 語学能力: 英語
- ※ なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験 を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

2025年3月下旬に契約を締結し、2025年5-6月頃までに現地渡航して初回JCCを開催のうえプロジェクトを開始することを想定しているも、JICA及びカウンターパートと協議の上決定する。24ヶ月の履行期間のうち少なくとも2年目は成果3に関する活動に注力することを想定しており、活動3-4、3-5を1年目の後半か遅くとも2年目初頭から開始することを現時点では想定している。ただし、必ずしも成果1、2と成果3は時系列的に単純な前後関係とはならず、相互に影響を及ぼしあうことに留意する。RD Annex 4のタイムライン案(カウンターパートとの間で初期的な案として合意したもの)も参照願います。

- (2)業務量目途と業務従事者構成案
 - 1)業務量の目途
 - 約 17.87 人月
 - 2) 渡航回数の目途 全16回 なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げない。
- (3)配付資料/公開資料等
 - 1)配付資料
 - ▶ 署名済み討議議事録(R/D)
 - > 詳細計画策定調査結果
 - ▶ パラグアイ安全対策措置(2024年4月)
 - 2) 公開資料

 - ▶ パラグアイ公共事業・通信省「グリーン水素ロードマップ」

(URL:

https://minasyenergia.mopc.gov.py/index.php?option=com_content&view=a rticle&id=2064&Itemid=580(英語及びスペイン語))

(4)対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置(スペイン語⇔英語及び	無(カウンターパート等パラグ
	日本語)	アイ関係者とのコミュニケー
		ションは協議、資料作成、メー
		ル等いずれの場合でもスペイ
		ン語の想定)
3	執務スペース	無(但し先方同席の場合や関係
		者との会議の場合には会議室
		が用意される。その他の時間は
		ホテル等を利用することを想
		定した場合には、執務スペース
		向けの会議室借料の傭上は原
		則想定されない)
4	家具(机・椅子・棚等)	有
5	事務機器(コピー機等)	有(トナーについては準備が必
		要)
6	Wi-Fi	無

(5)安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パラグアイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/202403 08.html

2) 配付資料であるパラグアイ安全対策措置を通読してください。特に渡航の1か月前までに JICA パラグアイ事務所の安全対策担当者に連絡が必要な点のほか、本プロジェクトでの活動地域としては想定されませんが、一部地域で事務所長承認、外務省の渡航危険レベル2となっている地域がありますので、当該地域の訪問は避けつつ、必要な場合には担当課に前広に相談をお願いします。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版(以下同じ)を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

101, 973, 000円 (税抜)

- ※ 上記の金額は、下記<u>(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。</u>
- ※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。
- (3) 別見積について (評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費
- (4) 定額計上について 本案件は、定額計上はありません。
- (5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。 (千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考

えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7)機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙:プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	2	記 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)		
(1)類似業務の経験		6	
(2)業務実施上のバックアップ体制等		(4)	
ア)各種支援体制(本邦/現地)		3	
イ)ワークライフバランス認定		1	
2. 業務の実施方針等		(70)	
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法		60	
(2)要員計画/作業計画等		(10)	
ア)要員計画		5	
イ)作業計画		5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)		
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評	業務主任	業務管理	
価	者のみ	グループ/体制	
1)業務主任者の経験・能力:業務主任者/〇〇	(20)	(8)	
ア)類似業務等の経験	10	4	
イ)業務主任者等としての経験	4	2	
イ)業務主任者等としての経験 ウ)語学力	4	2	
		2 1 1	
ウ)語学力	4	1	
ウ) 語学力 エ) その他学位、資格等	4 2	1	
ウ) 語学力 エ) その他学位、資格等 2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	4 2	1 (8)	
ウ) 語学力エ) その他学位、資格等2) 副業務主任者の経験・能力:副業務主任者/OOア) 類似業務等の経験	4 2	1 1 (8) 4	
ウ) 語学力エ) その他学位、資格等2) 副業務主任者の経験・能力:副業務主任者/OOア) 類似業務等の経験イ) 業務主任者等としての経験	4 2	1 1 (8) 4	